

「東日本大震災復興支援「とどけよう スポーツの力を東北へ!」

平成27年度総合型地域スポーツクラブ育成事業 九州ブロック クラブネットワークアクション 2015 開催要項

趣 旨: 子どもから高齢者まで誰もがいつでも参加できる総合型地域スポーツクラブの育成 を全国的に推進していくため、創設支援クラブ関係者等を対象に、総合型クラブ設立 準備に必要な情報や具体的な取組み内容を提供し、総合型クラブ設立に向けた活動に 資する。

> また、先進クラブ関係者からの情報提供等により、クラブ関係者が抱える諸課題を 明らかにし、問題解決の糸口を探るための情報の共有化とクラブ育成支援のためのネ ットワークの強化を図るとともに、ブロック内交流活動等を通じて、クラブ間の交流 並びに各都道府県総合型クラブ連絡協議会間の連携・協力体制をより一層促進する。 併せて、九州ブロックでは『自立への鼓動!ネットワークの必要性と活用』をテーマ とし、九州各地の総合型地域スポーツクラブ関係者等に御参集いただき、各クラブが 抱える諸問題について徹底討論により問題解決への糸口を探り、各クラブの運営等に 関する情報を共有することで、各クラブの更なる発展を目指す。

主 催: 公益財団法人 日本体育協会 総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC 全国ネットワーク)

後 援:文部科学省

日 程:1日目 平成27年11月 7日(土) 13:00~17:30(12:30~受付) 2日目 平成27年11月 8日(日) 9:15~12:30(8:45~受付)

会 場:<1日目・2日目>

「ホルトホール大分」3階: 大会議室・302会議室・303会議室 〒870-0026 大分県大分市金池南一丁目5番1号 TEL:097-576-7555

出席者(見込):

| 1 | 創設支援クラブ・団体 | 1団体2名以上 |
|-----|----------------------------|---------|
| 2 | 自立支援・クラブマネジャー設置支援クラブ | 何名でも可 |
| 3 | 都道府県総合型クラブ連絡協議会加入クラブ | 何名でも可 |
| 4 | SC 全国ネットワークブロック代表常任幹事・代表委員 | 5 名 |
| (5) | 都道府県体育(スポーツ)協会等担当者 | 8名 |
| 6 | クラブアドバイザー | 8名 |
| 7 | パネリスト | 4名 |
| 8 | コーディネーター | 4名 |

内 容: <1 日目>

①パネルディスカッション「クラブ運営の現状と課題 ~仲間に話そう、失敗談~ 」

A:財政について NPO法人かわそえスポーツクラブ(佐賀県)

B:行政との関係について 福津ドリームスポーツネットワーク(福岡県)

C:地域との関係について 一般社団法人串間スポーツクラブ(宮崎県)

D:プログラムについて NPO法人姶良スポーツクラブ(鹿児島県)

②分科会「クラブ運営の現状と課題 ~仲間に話そう、失敗談~」

A:設立準備委員会~設立3年目のクラブ B:設立4年目以上~7年目のクラブ

C:設立8年目以上~10年目のクラブ D:設立11年目以上のクラブ

<2 日目>

①グループディスカッション「地域にあるもの再発見!事業推進のヒント!」

A:人口5千人未満のクラブ B:人口5千人~3万人のクラブ

C:人口3万人~5万人のクラブ D:人口5万人以上のクラブ

②全体会「みんなに話してみよう!こんな話!」

その他:

- (1)本事業参加に係る旅費について、創設支援団体・自立支援クラブの出席者は、自 立支援事業経費より、経理処理要領・助成対象経費基準表に基づき支出すること ができる。日本体育協会が配置するクラブアドバイザーは、当該月分の活動報告 書に基づき支払う。また、SC 全国ネットワーク常任幹事および代表委員、学識経 験者、都道府県体育(スポーツ)協会等担当者は、日本体育協会の規程に基づき 実費を支給する。
- (2)出席対象となるクラブ(創設支援団体を含む)関係者は、「事業実施協力金」と して1人当たり2,000円を日本体育協会に納入するものとする。 〔創設支援団体・自立支援クラブの出席者は、創設・自立支援事業経費より支出 することはできない]
- (3) 本事業を公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者の資格更新のための義 務研修とする(1 日目・2 日目の全プログラムに参加することを条件とする)。 ただし、水泳、サッカー、テニス、バドミントン、剣道、山岳、空手道、バウン ドテニス、エアロビック (上級コーチ)、スクーバ・ダイビング、スポーツドク ター、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士、プロゴルフ(教師・上級教 師)、プロテニス、職業スキーの資格者については、別に定められた条件を満た さなければ資格を更新できない。テニスの指導者は、2ポイントの実績とする。 なお、義務研修とする場合、出席に係る参加旅費、クラブマネジャー(正副)の 賃金、事業実施協力金を総合型地域スポーツクラブ創設・自立支援・クラブマネ ジャー設置支援事業の経費として計上することはできない(対象外経費としても 計上することはできない)。
- (4) 本事業において撮影された写真は、本会ホームページに掲載いたします。

担 当:公益財団法人 日本体育協会 地域スポーツ推進部 クラブ支援課・クラブ育成課 TEL: 03-3481-2280 • 2278 FAX: 03-3481-2284

フェアプレイで日本を元気に! ~あくしゅ、あいさつ、ありがとう~